

景観上重要な建造物の指定制度



歴史的な建築物や地域のシンボルとなっている建築物など、都市景観の形成を図る上において重要な価値があると認める建築物等を指定し、その保全・活用を図ります。

景観法に基づく景観重要建造物・樹木の指定制度と神戸市都市景観条例に基づく景観資源の指定制度を一体的に運用し、所有者等が選択できるような段階的な制度とすることで景観上重要な建造物等の幅広い保全・活用と新たな発掘を促します。

対象となるものは、歴史的又は建築的に価値が高く、周辺地域の雰囲気の特徴づけているもので、市民に愛され親しまれている景観上重要な建築物などです。

それらの建築物等を所有者の同意のもとに指定し、その保全・活用を進めることで、歴史的建築物のもつ魅力を景観まちづくりに活かすことを目的とします。



指定の方針（神戸市景観計画より抜粋）

次に示す指標を総合的に評価し、景観資源及び都市景観の形成を図るうえにおいて重要な価値があると認められるものを指定する。

【茅葺民家】

- ・ 地域的なランドマークになっており、良好な地域景観を形成している
- ・ 幹線道路や枝道等から視認でき、特色ある景観を形成している
- ・ 樹木、山並み、川、門塀、石垣、生垣などを有し、特色ある地域景観を形成している
- ・ 周辺の土地利用や附属屋等をあわせて、屋敷構えとして整った景観を形成している

【近代建築物等】

- ・ 広域的、都市的、地域的なランドマークになっており、良好な地域景観を形成している
- ・ 景観上の重点地域等において特色のある地域景観を形成している
- ・ 幹線道路などの都市軸景観を形成している
- ・ 街角などにあり、全体像がよく見えるなど、良好なまちなみ景観を形成している
- ・ 周囲の景観要素とともに特色のあるまちなみ景観を形成している
- ・ 地形や歴史上特色のある場所に立地するなど、地域の歴史性を反映している
- ・ 文化的に市民によく知られ、親しまれている
- ・ 時代の特色が表現されているなど、歴史的、文化財的な価値が高い
- ・ 意匠や施工技術が優れている、又は作品として評価が高い

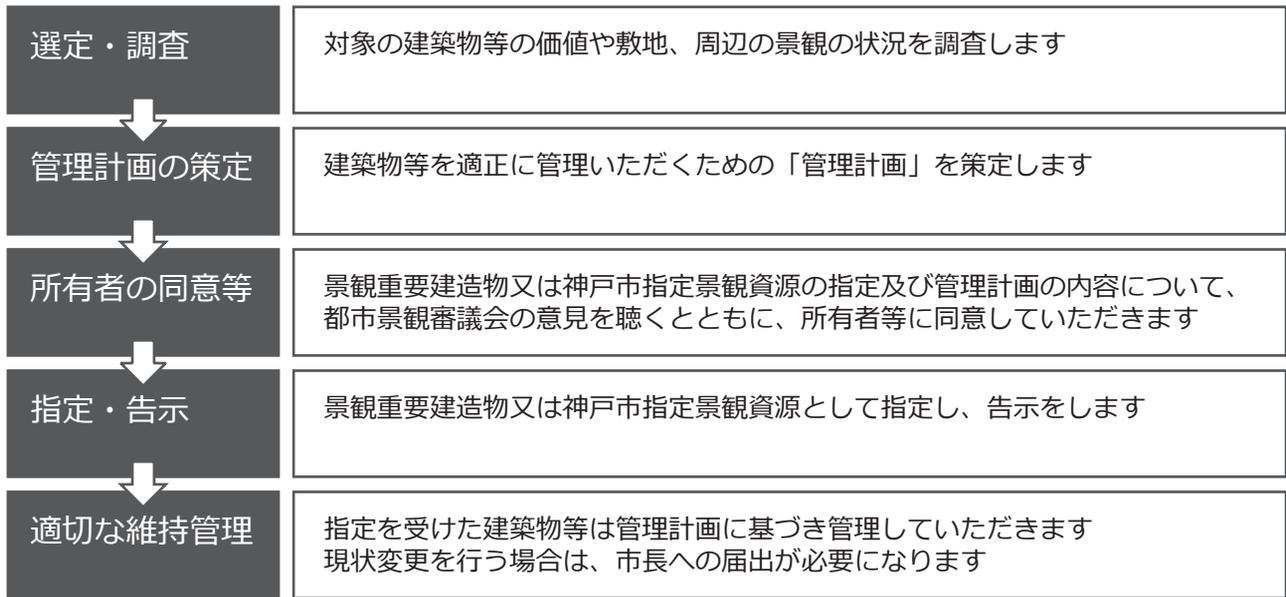


しくみと手続き

景観重要建造物又は神戸市指定景観資源として指定するには、所有者の方の同意が必要になります。

指定にあたって、建築物やその敷地の状況や景観特性などを調査し、神戸市が「管理計画」を策定します。指定を受けた建築物等は管理計画に即した管理をしていただき、外観などを変更する際には、神戸市へ届出をいただくことになります。

指定までの流れ



指定の手続き

